

情報誌「ちよこたび埼玉」による情報発信事業業務委託
企画提案競技に関する回答書

令和6年7月19日(金)
一般社団法人埼玉県物産観光協会

《仕様書に関する質問と回答》

NO	仕様書項目	質問内容	回答
1	4①	ターゲットは「国内」が対象で、「インバウンド」は対象外ということで宜しいでしょうか？	そのとおりです。
2	5(1)⑦	紙媒体部数80,000部(以上)を発送250ヶ所の発送詳細部数をお教え下さい。 (例)3,000部×5ヶ所(小計15,000部)・1,000部×5ヶ所(小計5,000部)・100部×200ヶ所(小計20,000部)・残40,000部を○ ○へ一括納品	今年度発行する情報誌の発送先、発送部数は契約後改めて提示します。 参考に前号(vol.37)の発送状況を挙げます。 発行部数：60,000部 発送件数：200件 【内訳】 30部×14件 50部×45件 100部×58件 200部×41件 300部×13件 400部×7件 500部×8件 600部×3件 800部×1件 1000部×6件 3000部×2件 約8000部×1件 約9000部×1件
3	5(1)本文力。	1年以上の保管が目標と有り、1年くまなく網羅する内容が望まれるのですが、アンケートの回収率を考慮すると、タイムリーなものをメインに据えても良いでしょうか？	内容を含め、長期間の保管と携帯に繋がると考えられる工夫をご提案ください。
4	5(2)	発送リストの記載項目が知りたいです。鉄道会社等、発送にあたり事前調整が必要とされる件数は何件位有りますか？	発送リストには下記の項目が含まれます。 ・ 発送先(会社、団体名) ・ 送付部数 ・ 郵便番号 ・ 住所 ・ 電話番号 ・ 発送先ご担当者 ・ 備考 事前調整等が必要な事業者は5件ほどです。
5	5(3)⑦	プレゼント提供がご希望数に届かなかった場合は受託者負担でプレゼントを購入しなくてはならないのでしょうか。 また、前回は発送費も協会様負担であったかと思いますが、今回は受託者が行う事(発送費も受託者負担)になったのでしょうか。	そのとおりです。また、今回は発送費も委託費に含まれます。
6	5(5)	冊子から、HP・SNSに偏移した現状の偏移率についてご教示いただけますか？	前号(vol.37)からちよこたび埼玉HP内Webマガジンへのアクセス数(2月～3月)は計1,190件となります。
7	6②	HP・SNSへの誘導に関して、QRコードでのアクセス状況を計測するためには該当ページへ直接のリンクではなく、クッションページを作成する必要があると思われます。 その場合の質問事項として下記が挙げられます。 ・ 現サイトのサーバーにクッションページを作成できるか？ ・ その際、現サイトのGoogle Analytics操作権限は与えられるのか？ →現在の管理業者とのやり取りが必要か？ ・ そうでない場合は、受託側でサーバー等を用意する必要があるか？	クッションページ(静的ページ想定)の作成は可能です。その場合は受託者がプログラムファイルを作成し、それをもってHP管理者によりHPに反映していただきます。また、プログラムによる影響範囲について検証の上での設置になります。 ・ Google Analyticsの操作権限は与えられません。閲覧権限は共有させていただきます。 ・ 必要に応じて管理者とやり取りを行っていただく場合もあります。
8	8③	協会側より、モデル・ライターへの指定がなされる事は有りますか。またその場合の支払い分も予算に含まれますか？	協会からのモデル、ライターへの指定はございませんが、受託者の提案により起用する場合は、協会と協議の上で決定します。採用する場合の費用は委託費に含まれます。
9	8⑤	協会が使用できる情報誌に関するバナーデータを制作することについて毎年何点位作成しているのでしょうか。また、制作費用は別途ご請求となるのでしょうか。	制作していただくバナーは3点ほどを想定しています。製作費は委託費に含まれます。

情報誌「ちよこたび埼玉」による情報発信事業業務委託
企画提案競技に関する回答書

令和6年7月19日(金)
一般社団法人埼玉県物産観光協会

《仕様書に関する質問と回答》

NO	仕様書項目	質問内容	回答
10	10⑩	自由提案、過去どんな施策が行われたかの具体例が知りたいです。	他社の施策については開示できません。
11	その他	デザイン案の提出は必須でしょうか？また、デザイン案を提出するとした場合どのページのデザイン案が適切でしょうか？	業者提案によるものとするため、必要に応じてプロポーザル時に御提案ください。
12	その他	広告は今回入るでしょうか？また、入った場合こちらで編集作業は発生しますか？	本年度は広告の掲載は想定していません。
13	その他	可能であれば、前回報告書を拝見出来ますか？	本件受託事業者様以外には開示できません。